

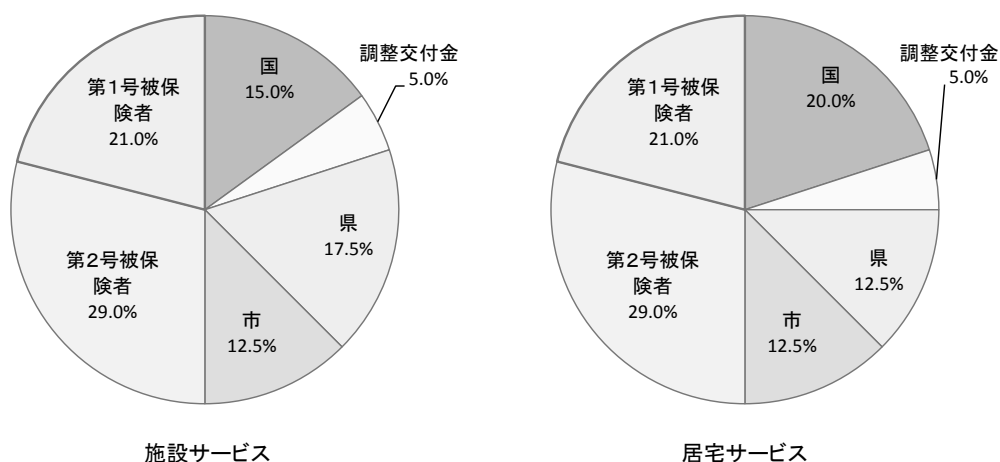
## 第2節 第1号被保険者の介護保険料の設定

### 1 介護保険制度の費用負担構造

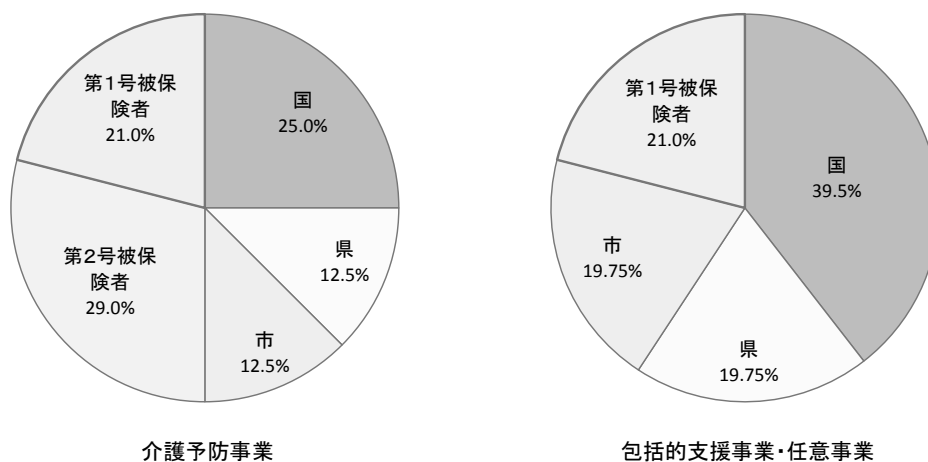
介護保険制度の費用負担は、介護サービスの1割を利用者が負担し、残りの9割を65歳以上の第1号被保険者、40歳～65歳の第2号被保険者、国・県・市及び国の調整交付金によって負担する仕組みとなっています。

第5期介護保険事業での介護給付費における基本的な負担割合は、第1号被保険者が21.0%(第4期は20%)、第2号被保険者が29.0%(第4期は30%)、国が20.0%、県と市がそれぞれ12.5%、調整交付金が5%となっています。ただし、施設サービス給付費については、国の負担金が15.0%、県17.5%となります。また、地域支援事業における負担割合は、介護予防事業で国が25.0%、県が12.5%、市が12.5%、第2号被保険者が29.0%となるのに対し、包括的支援事業・任意事業は、国が39.5%、県が19.75%、市が19.75%となり、いずれも第1号被保険者の負担割合は21.0%となります。

図表：介護給付費の費用負担構造



図表：地域支援事業費の費用負担構造



## 2 標準給付費等の見込み

第5期に要する介護給付費等の見込み額は、標準給付費（総給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料）のほか、地域支援事業費等を加えた額となります。

図表：標準給付費の見込み

(単位：円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	1,764,291,302	1,815,672,559	1,823,635,042	5,403,598,903
特定入所者介護サービス費等給付額	100,273,743	97,399,088	97,497,321	295,170,152
高額介護サービス費等給付額	42,093,971	42,598,522	42,886,837	127,579,329
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,033,491	6,033,491	6,033,491	18,100,473
算定対象審査支払手数料	1,767,184	1,767,184	1,767,184	1,767,184
標準給付費見込額	1,914,459,690	1,963,470,843	1,971,819,875	5,849,750,408

図表：地域支援事業費の見込み

(単位：円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費	47,400,000	49,000,000	49,000,000	145,400,000
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%

### 3 第1号被保険者基準保険料の計算方法

第1号被保険者が平成24年度から平成26年度までの3か年で負担する「第1号被保険者負担相当額(D)」は、「標準給付見込額(A)」、「地域支援事業費(B)」に係る費用の21%で約12億6千万円と見込まれます。

国が負担する「調整交付金相当額(E)」は、通常、「標準給付見込額(A)」の5%が交付されますが、後期高齢者や所得の低い高齢者が多い市町村に対しては、上乘せして支払われます。本市の場合、「調整交付金見込交付割合(F)」は各年度、11.58%(6.58%上乘せ)を見込み、3年間で「調整交付金見込額(G)」は6億7千740万1千円を見込みました。

この他、「準備基金取崩額(H)」を1億1千135万円、「財政安定化基金取崩による交付額(I)」を1千870万円見込み、第1号被保険者保険料の抑制を図った結果、「第1号被保険者基準保険料(年額)(L)」は50,160円(月額4,180円)と設定しました。

図表：第1号被保険者基準保険料の計算方法

(単位：円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
標準給付費見込額 (A)	1,914,459,690	1,963,470,843	1,971,819,875	5,849,750,408
地域支援事業費 (B)	47,400,000	49,000,000	49,000,000	145,400,000
補正後被保険者数 (C)	4,955人	4,989人	5,032人	14,977人
第1号被保険者負担相当額 (D) $D = (A + B) \times 21\%$	411,990,535	422,618,877	424,372,174	1,258,981,586
調整交付金相当額 (E) $E = A \times 5\%$	95,722,985	98,173,542	98,590,994	292,487,520
調整交付金見込交付割合 (F)	11.58%	11.58%	11.58%	
調整交付金見込額 (G) $I = A \times F$	221,694,000	227,370,000	228,337,000	677,401,000
準備基金取崩額 (H)				111,350,000
財政安定化基金取崩による交付額 (I)				18,700,000
保険料収納必要額 (J) $J = D + E - G - H - I$				744,018,106
予定保険料収納率 (K)	99.04%			
第1号被保険者基準保険料(年額) (L) $L = J \div K \div C$				50,160
第1号被保険者基準保険料(月額) (M) $M = L \div 12$				4,180

## 4 所得段階区分及び第5期介護保険料の設定

第5期の保険料基準額（第4段階）は、4,180円（月額）とします。

<b>第5期の基準保険料（月額）</b>	<b>4,180円</b>
----------------------	---------------

図表：所得段階別保険料

所得段階	対 象 者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.5	2,090円	25,080円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	2,090円	25,080円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×0.75	3,135円	37,620円
第4段階	本人が住民税非課税で同じ世帯に住民税を納めている人がある方	基準額×1.0	4,180円	50,160円
第5段階	本人が住民税を課税されていて合計所得金額が190万円以下の方	基準額×1.25	5,225円	62,700円
第6段階	本人が住民税を課税されていて合計所得金額が190万円を超える方	基準額×1.5	6,270円	75,240円